

(別紙)

【重要】所得証明書類の提出について

婚姻費用分担及び養育費請求に関する調停及び審判では、双方当事者から所得資料を提出してもらい、「算定表」を参考にして協議又は判断されることとなります。所得資料については、まずは各当事者ご自身に提出していただいております。

つきましては、下記資料をご準備の上、A4版サイズでコピーいただき（他方当事者に交付するものを含めて2部）、初回の調停期日の1週間前までに必ずご提出ください（やむを得ない理由で間に合わない場合は、調停期日にご持参ください。）。

なお、提出書類には、個人番号（マイナンバー）の記載がないようご注意ください。

※婚姻費用及び養育費の「算定表」は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください（「裁判所」「算定表」の検索ワードで検索すると簡便です。）。

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhisantei_hyou/index.html

記

1 給与所得者（給与以外に収入のない方）の場合

(1) 最新の源泉徴収票

勤務されている事業所（会社や官公庁）が年度末に発行します。保管されていない場合は、再発行を依頼することができます。

前年1月1日から12月末日までの所得を証明することができます。ただし、その間に転職をされている場合は、転職前後のそれぞれの事業所のものを提出する必要があります。

(2) 給与明細書及び賞与明細書（直近の3か月分）

上記(1)の資料を提出できない場合は、給与明細書及び賞与明細書を提出してください。なお、直近の3か月分すべてを保管されていない場合は、手元に保管されている分をご提出ください（後日、追加提出をお願いすることもあります。）。

(3) 所得（課税）証明書（直近のもの）

上記(1)及び(2)のいずれも提出困難な場合は、「所得（課税）証明書」を提出してください。証明対象年度の1月1日時点における住所地の市区町村役場において、発行を申請することができます。

毎年1月1日から12月末日までの所得を証明することができ、その間に転職をされていても、各事業所の所得がいずれも計上されています。

2 事業所得者等（自営業者や給与以外に収入がある方）の場合

(4) 確定申告書の写し

税務署の受付印のあるものをお願いします。1枚目だけでなく、全てのページをご提出ください。

(5) 所得証明書（直近のもの）

証明対象年度の1月1日時点における住所地の市区町村役場が発行します。

住民税通知が行われる5～6月に作成され、前年1月1日から12月末日までの所得を証明することができます。

3 年金収入のみの場合

(6) 年金振込通知書

4 収入がない場合

(7) 所得証明書（非課税証明書）

(8) 無職である理由を示すもの

例えば、退職証明書、就労不可能という診断書、生活保護受給証明書、失業保険認定書などをご提出ください。

※書類の提出方法についてのご注意

- ① 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。
- ② 上記①のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。
- ③ 上記①、②の手続を行う際には、情報の非開示のための手続が別途必要になりますので、期日通知書に記載されている担当書記官あてにご連絡ください。

以 上